

返還する必要のない「奨学のための給付金」 (概要版)

～令和2年(2020年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ **返還する必要のない「給付金」**です。
- ◎ **奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。**
- ◎ 「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、**別途申請手続きが必要**となります。

給付を受けられる方(次の条件に該当する方になります。)

- ◎ 令和2年(2020年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年(専攻科・定時制・通信制を含む。中等教育学校後期課程は4回生から6回生)までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ **保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税**である世帯又は生活保護受給世帯のうち「**生業扶助**」が措置されている世帯。

給付金額(生徒一人あたりの年額)

区 分	課 程		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300円	32,300円	—
市町村民税等所得割額が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	84,000円	36,500円	36,500円
市町村民税等所得割額が非課税で15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	36,500円	36,500円

申請方法(対象となる生徒ごとに申請してください。)

- ◎ 北海道公立高校生等奨学給付金申請書を**各学校**へ提出してください。
- ◎ 昨年度給付された方についても再度申請が必要です。
- ◎ 手続きの詳細については、『**「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ**』をご覧ください。

支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎ 支給は令和2年(2020年)12月下旬までを予定しています。

※ お願い

就学支援金の手続きをする際に、お手元にある納税通知書や課税証明書等で、あらかじめ奨学給付金の受給資格の有無を御確認ください!

→ **「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が「非課税」**の場合、給付金の対象世帯となります。

【制度についてのお問い合わせ】

現在通われている**高等学校等の事務室**にお問い合わせください。